

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【公表番号】特表2017-534721(P2017-534721A)

【公表日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-045

【出願番号】特願2017-519614(P2017-519614)

【国際特許分類】

C 09 J 183/04 (2006.01)

C 09 J 11/04 (2006.01)

C 09 J 11/06 (2006.01)

C 09 J 7/20 (2018.01)

【F I】

C 09 J 183/04

C 09 J 11/04

C 09 J 11/06

C 09 J 7/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月22日(2018.8.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

溶接性及び振動減衰性を備えた接着剤組成物であって、

a)シリコーン系感圧接着剤マトリクスと、

b)前記マトリクス内に分散された導電性又は金属の粒子と、

c)架橋剤とを備え、

前記シリコーン系接着剤マトリクスは、(i)シリコーン接着剤と、(ii)シリコーンガム、MQ樹脂、及び他のシリコーン接着剤のうちの1つ以上とを含む、接着剤組成物。

【請求項2】

前記接着剤は、50Hzの周波数で0.10を上回るか、又は8000Hzの周波数で0.05を上回る対称または非対称のピーク複合損失係数を示す、請求項1に記載の接着剤組成物。

【請求項3】

前記シリコーン接着剤のうちの少なくとも1つは、a)鎖中及び/又は末端鎖にビニル官能基を備えたポリオルガノシロキサンガムと、b)MQ樹脂とを含む、請求項1または2に記載の接着剤組成物。

【請求項4】

前記シリコーン接着剤のうちの少なくとも1つは、a)ポリジメチルシロキサンガム、ポリメチルフェニルシロキサンガム、ポリジメチル及びポリメチルフェニルシロキサンガムの共重合体、又はポリジメチル及びポリジフェニルシロキサンガムの共重合体のうちの1つ以上と、b)MQ樹脂とを含む、請求項1~3のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項5】

前記 MQ 樹脂は、反応性シラノール及び / 又はビニル官能基を含有するか、又は反応性官能基を有さない、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 6】

前記架橋剤は、過酸化物であるか、又は水酸化ケイ素官能基を含有する化合物である、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 7】

触媒をさらに備え、前記触媒は、白金、鉄、銅、及び / 又はロジウム等、ヒドロシリル化反応に触媒作用を及ぼすことができる、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 8】

( i i ) は、シリコーンガムであり、( i ) の ( i i ) に対する重量比は、100 : 0 ~ 40 : 60 の範囲内である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 9】

前記 ( i ) の ( i i ) に対する比率は、95 : 5 ~ 55 : 45 である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 10】

前記 ( i ) の ( i i ) に対する比率は、90 : 10 ~ 70 : 30 である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 11】

前記シリコーン系接着剤マトリクスは、( i ) シリコーン接着剤と、( i i ) MQ 樹脂とを含み、前記シリコーン接着剤の MQ 樹脂に対する重量比は、100 : 0 ~ 60 : 40 の範囲内である、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 12】

前記 ( i ) の ( i i ) に対する比率は、95 : 5 ~ 80 : 20 である、請求項 11 に記載の接着剤組成物。

【請求項 13】

前記シリコーン系接着剤マトリクスは、( i ) シリコーン接着剤と、( i i ) 他のシリコーン接着剤とを含み、前記 ( i ) の ( i i ) に対する重量比は、100 : 0 ~ 0 : 100 の範囲内である、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 14】

前記 ( i ) の ( i i ) に対する比率は、100 : 0 ~ 50 : 50 である、請求項 13 に記載の接着剤組成物。

【請求項 15】

前記導電性粒子又は金属粒子は、アルミニウム、鉄、銀、炭素、又は P E D T を含む、請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 16】

前記金属粒子の少なくとも 90 % は、71 ミクロン未満の粒径を有する、請求項 1 ~ 15 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 17】

前記金属粒子の少なくとも 80 % は、45 ミクロン未満の粒径を有する、請求項 1 ~ 16 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 18】

前記金属粒子の濃度は、溶接性接着剤を付与するのに好適である、請求項 1 ~ 17 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 19】

前記金属粒子の濃度は、0.2 ~ 10.0 重量 % の範囲内である、請求項 1 ~ 18 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

【請求項 20】

前記接着剤は、感圧接着剤である、請求項 1 ~ 19 のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

## 【請求項 2 1】

前記架橋剤は、過酸化物であるか、又は水酸化ケイ素官能基を含有する化合物である、請求項 1 ~ 2 0のいずれか一項に記載の接着剤組成物。

## 【請求項 2 2】

前記架橋剤は、過酸化ジベンゾイルである、請求項 2 1に記載の接着剤組成物。

## 【請求項 2 3】

テープであつて、

a ) 基板と、

b ) 請求項 1 ~ 2 2のいずれか一項に記載の接着剤組成物とを備える、テープ。

## 【請求項 2 4】

前記接着剤は、5ミクロン～150ミクロンの範囲内の厚さを有する少なくとも1つの層において、前記基板上に配される、請求項 2 3に記載のテープ。

## 【請求項 2 5】

前記範囲は、10～100ミクロンである、請求項 2 4に記載のテープ。

## 【請求項 2 6】

前記接着剤は、基板上か、又は単一層としての剥離ライナ上に配される、請求項 2 3 ~ 2 5のいずれか一項に記載のテープ。

## 【請求項 2 7】

前記基板上に接着剤組成物の2つの層が存在する、請求項 2 3 ~ 2 5のいずれか一項に記載のテープ。

## 【請求項 2 8】

接着剤組成物の各層は、前記基板の反対方向を向いた面上に設けられる、請求項 2 7に記載のテープ。

## 【請求項 2 9】

前記接着剤は、基板上に2つ以上の層として配され、各々、前記基板上の同一面に設けられる、請求項 2 3 ~ 2 5のいずれか一項に記載のテープ。

## 【請求項 3 0】

前記基板の少なくとも1つの面上の少なくとも1つの接着剤層上に、少なくとも1つの追加接着剤組成層をさらに備える、請求項 2 3 ~ 2 5のいずれか一項に記載のテープ。

## 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0071

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0071】

【表 5】

表 5 - 接着剤調合実施例 4

化合物	重量 (kg)
ダウコーニング Q 2 - 7735	146.0
ダウコーニング 7651	0
ALUPOR RO500	0.9
PEROXAN BP 50W	3.2
トルエン	必要に応じて

## 【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0083

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0083】

【表9】

表9 本主題に係る温度範囲及びピークCLFに亘るCLFデータを示した図10の生データ

温度	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	ピークCLF
8000Hz でのECR2 2123-5 0μ	0,0589 81	0,0282 04	0,0012 82	0,0008 15	0,0006 52	0,0594 76